伊丹市生活支援・介護予防サービス基盤整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援サービス等」という。)の地域における資源開発やネットワーク構築等のコーディネート機能を有する者(以下「生活支援コーディネーター」という。)を配置し、多様な地域資源を活用しながら生活支援サービス等の基盤整備を行うことにより、地域包括ケアシステムの構築を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、伊丹市とする。ただし、事業の全部又は一部について、市がこの事業を適切に運営できると認める 法人に委託することができる。

(協議体の設置)

第3条 本事業を実施するにあたっては、社会福祉法人、NPO、 民間企業、協同組合、ボランティア等の生活支援サービス等の提供主体を構成員とした協議体を設置し、定期的な情報の共有及び 連携・協働による取組を推進するものとする。

(事業の内容)

- 第4条 生活支援コーディネーターは、協議体と連携を図りながら、 生活支援サービス等にかかる次の事業を実施するものする。
  - (1) 地域資源・ニーズの把握
  - (2) 地域資源の開発

ア 地域に不足するサービスの創出

イ サービスの担い手の養成・研修

ウ 高齢者等が担い手として活動する場の確保

(3) ネットワークの構築

ア関係者間の情報共有

イ サービス提供主体間の連携の体制づくり

(4) ニーズと取組のマッチング

- ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング (公平・中立性)
- 第5条 生活支援コーディネーターは、自身が所属する法人等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な立場で活動を行わなければならない。

(秘密の保持)

第6条 生活支援コーディネーター及びその他事業に関係した者は、 正当な理由なく、その事業実施上知り得た個人情報を他に漏らし てはならない。また、その事業を終了した後も同様とする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。